

青梅市公共交通協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 青梅市公共交通協議会規約（平成23年 月 日施行。以下「規約」という。）第9条第5項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 会長は、会議場の都合等により傍聴者の定員を定めることができる。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴を希望する者は、会議の当日、所定の場所において傍聴者受付票（様式第1号）に所要事項を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付は、会議開始の15分前から行う。

3 傍聴券の交付は、先着順とする。ただし、会議開始の15分前に定員を超える場合は、抽選により決定する。

（傍聴席）

第4条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類をしないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の制限)

第7条 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 会議の途中で、協議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第9条 協議会は、第2条および第3条の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を傍聴させることができる。

2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 2 3 年 月 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

平成 年 月 日

第 回青梅市公共交通協議会会議
傍聴者受付票

青梅市公共交通協議会会議の傍聴を申込みます。

受付番号	
住 所 (社 名)	
氏 名	
備 考	

年 月 日

第 回青梅市公共交通協議会会議傍聴券

青梅市公共交通協議会

会長

㊟

第 回青梅市公共交通協議会会議の傍聴を認めます。あなたの傍聴席は○番です。

青梅市公共交通協議会会議傍聴規程にもとづき退場を命ずる場合がありますので、あらかじめ通知します。

青梅市公共交通協議会会議傍聴規程（抄）

- （傍聴席）
- 第4条 傍聴席は、会長がこれを指定する。
- （傍聴席に入ることができない者）
- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者
- （傍聴者の守るべき事項）
- 第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴するとし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外巻を巻き、その他威嚇行為をしないこと。ただし、病気その他の理由により会長が許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
 - (9) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- （写真、映画等の撮影および録音等の制限）
- 第7条 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ協議会の許可を得なければならない。
- （傍聴者の退場）
- 第8条 傍聴者がこの規程に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- 2 会議の途中で、協議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとす。
- （報道関係者の取扱い）
- 第9条 協議会は、第2条および第3条の規定にかかわらず、公開の会議にあっては、報道関係者を第2条の規定にかかわらず、公開の会議に傍聴する場合に準ずる。第4条は、前条において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。